

第 509 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 3 月 25 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

2 場 所：福井労働基準監督署 2 階会議室

3 出席状況：出席 14 名、欠席 1 名

公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、坪川委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、杉田委員、玉川委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員、【酒井委員欠席】
事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、富田賃金係員

4 議 題：

- (1) 福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 6 年度における福井地方最低賃金審議会の日程等について
- (3) その他

5 資 料

次第
委員名簿
配付資料

6 議事内容

○新宮会長

ただいまから、第 509 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

本日も、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、前回の開催以降、委員の交代がありましたので、事務局から御紹介をお願いします。

○木村賃金室長

はい。では、お手元でございます「委員名簿」を御覧ください。

労働者代表の山本委員の異動により、本年 1 月 10 日付けで、UAゼンセン福井県支部次長の杉田公太郎様が就任されましたので、御紹介いたします。

では、杉田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○杉田委員

UAゼンセンの杉田です。よろしく申し上げます。

他県では、いろいろ審議会委員としてやっていますので、よろしく申し上げます。

○木村賃金室長

ありがとうございました。

次に、使用者代表の酒井委員におかれましては、本日所用により欠席される旨御連絡を頂いておりますが、名簿において、役職の変更がございましたので、こちらについて御承知おきください。

○新宮会長

では、定足数の確認を事務局よりお願いします。

○富田賃金係員

本日は、使用者代表の酒井委員から、所用により欠席される旨の連絡を頂いております。

本日の出席者数は 14 名、全体の 3 分の 2 以上、各側 3 分の 1 以上の方に御出席いただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告します。

以上です。

○新宮会長

ありがとうございます。

それでは、お手元の会議次第に基づき、進めさせていただきます。

まず、議題（１）「福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について」、事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

はい。議題（１）につきましては、最初に、日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて説明し、その後、これまでに書面提出がありました意向表明の状況について、御説明いたします。

資料 1 頁「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」を御覧ください。

「1 日本標準産業分類の改定の概要」です。

令和 5 年 6 月、日本標準産業分類の改定が告示され、令和 6 年 4 月 1 日に施行予定とされています。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「、」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっています。

「2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金」の欄ですが、旧産業分類の小分類で「561 百貨店，総合スーパー」が、新産業分類では「561 百貨店」と「562 総合スーパーマーケット」に分割されました。

「3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント」の欄ですが、下線部分のとおり適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は「改正」と取り扱うこととされております。

資料 3 頁「日本標準産業分類の改定による「福井県特定最低賃金」の対応（事務局案）」を御覧ください。

ここで、本審議会でご確認をお願いしたい点が 1 点ございます。

一番下の右の赤い囲みでございますが、新産業分類の「I561 百貨店」、「I562 総合スーパーマーケット」は、旧産業分類「I561 百貨店，総合スーパー」を分割して新設

されたものであり、適用対象事業場の範囲に変更はない、つまりは、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金は、改正として取り扱うこととなり、7月の申出では適用労働者の3分の1以上が要件となることについて、本審議会であらかじめ御確認をお願いします。

次に、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等の設定につきましては、資料2頁になります。

右半分は、文例を掲載しておりますが、必要性審議を経て、次回、特定最低賃金額の改正がなされる際に、答申文において、新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載する、つまりは、金額改正と一緒に最低賃金の件名の改正を行うことの説明でございます。

よって、次回の金額改正が行われるまで、件名では「,」（カンマ）が、引き続き使用されることとなりますので、御承知おきください。

本年7月の改正申出につきましては、現行の「,」（カンマ）を用いた件名で申出書を提出していただくこととなりますので、併せて御承知おきください。

説明は、以上です。

○新宮会長

今ほどの事務局からの説明について、日本標準産業分類の改定に伴う対応方針が示されました。

まず、百貨店、総合スーパーは、新産業分類において「百貨店」と「総合スーパーマーケット」、別のカテゴリーに分類されるものの、適用範囲に変更はないことから「新設」ではなく「改正」として取り扱う方針を、確認しておくこと。

次に、件名の修正は、次回、金額改正がある場合に、一緒に件名を改正することを了解しておくこと、というものでした。

以上の2点について、皆さん御意見ございますでしょうか。

○玉川委員

ただいまの説明については、理解をしておりますが、「百貨店」と「総合スーパーマーケット」に分類されるということで、適用条件については、そのままということでしょうか。

○木村賃金室長

変わりございません。

○新宮会長

これまでは、申出と産業分類上のカテゴリーが完全に一致していたが、今後分かれるわけですけれども、申出については一つとみなすという、他の特定最低賃金については、産業分類上に分散していたものを一つにまとめていたわけですが、扱いはこれまでと変わらないという御理解でよいかと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局から説明のあった方向で進めてまいります。

従いまして、当審議会としては「福井県百貨店、総合スーパー特定最低賃金」につ

いて、本年4月からの「日本標準産業分類」の改定に伴う対応としては、「改正」として取り扱う方針であることを確認しておきます。

続いて、事務局から、意向表明の状況を説明してください。

○木村賃金室長

はい。

本年3月5日付けをもって、特定最低賃金4業種とも改正意向表明がございました。

本日は、資料4～7頁に、意向表明の提出書類の写しを添付しました。いずれも「賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求める」となっております。

また、資料8頁を御覧ください。資料8頁に、令和5年12月現在の特定最低賃金適用労働者数の一覧表を添付しております。

令和6年度の改正申出における適用労働者数につきましては、これらの数字を母数としてお使いいただくようお願いいたします。

なお、数字の前年との差異がございますが、3点ほどあります。

1点目は、母集団データベースについて、平成28年経済センサスを基にしていたものを、令和3年経済センサスを基にしたものに改めたこと。

2点目は、特定最低賃金適用除外労働者の割合を、昨年6月に実施した令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果から推計したこと。

3点目は、倒産情報等による使用者・労働者数を減じたこと。

以上となっております。

なお、平成14年度の「中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度 全員協議会報告」について、読み上げますと、

「産業別最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。」と示されておりますので、関係労使の意思疎通とイニシアティブの一層の発揮につきまして、よろしくようお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

(意見なしを確認)

○新宮会長

意向表明につきまして、労働者側から4業種の改正意向表明の提出がございました。

労働者代表委員から、追加の説明などございますか。

○玉川委員

特にありません。

○新宮会長

意向表明につきましては、使用者側からも行うことができますが、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(使用者側の意見なしを確認)

○新宮会長

最後に、公益代表委員から何か御意見はございますでしょうか。

(公益側の意見なしを確認)

○新宮会長

ほかに全般にわたって何かございませんか。

(意見なしを確認)

○新宮会長

それでは、事務局からの説明にもありましたように、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格からも、意思疎通を図っていただき、イニシアティブを一層発揮していただきますよう、よろしく願いいたします。

なかなか審議会の場合だけで議論を尽くすということは難しい面もありますので、機会を設けて、コミュニケーションをとっていただけると有り難いと思います。

それでは、この件は以上といたします。

続きまして、議題（２）「令和６年度における福井地方最低賃金審議会の日程等について」、事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

はい。令和６年度の地域別最低賃金の審議に関し、本審及び専門部会の日程について、お諮りしたいと思います。

資料につきましては、９～１０頁「令和６年度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）」を御覧ください。

本日は、御検討いただく上で二つの（案）をお示ししております。

９頁、１０頁いずれの頁も上欄を見ていただきますと、答申日に対応した異議申出締切日、異議審議会、官報公示予定日、発効予定日を記載しました。

各頁の中央の表に、令和６年度のスケジュール（案）、そして頁の右側に細長い表に示したのが、令和５年度の実績でございます。

本省から連絡がなされた、令和６年度中央最低賃金審議会の諮問予定や答申予定の日程を参考に、この日程（案）を作成しております。

まず、福井県最低賃金の改正決定に係る諮問を、７月２日～４日のいずれかに、次に目安額の御報告の審議会を７月２９日～７月３１日のいずれかの日程で計画させていただきたいと考えております。

スケジュール案の表記について、オレンジ色については、本審議会を表し、専門部

会につきましては、青色の枠で開催日程をお示しさせていただきました。

頁ごとに御説明させていただきますと、まず、9頁、(案)の1につきましては、10月1日の改正発効を目指すスケジュールとなっています。そのためには、8月5日(月)に審議会の答申がなされる必要があります。

中央最低賃金審議会の目安答申の時期を考慮しますと、7月29日～8月5日までの間に青色で示した専門部会の開催を、予備日を入れて、5回予定するものです。

次に、10頁を御覧ください。(案)の2という表題です。

(案)の2につきましては、専門部会の日程に余裕を持たせ、10月4日又は10月5日の改正発効を目指すスケジュールとした場合のものでございます。

8月8日(木)又は予備日として8月9日(金)に審議会の答申がなされた場合には、それぞれ最短で10月4日又は10月5日が発効予定日となります。

また、次に11頁ですが、参考として、令和5年度の全国の答申日等を掲載しておりますので、御参照ください。

再び9頁～10頁に戻りますが、7月29日～7月31日に記載しました第512回審議会(目安報告)と第1回専門部会(運営規定等)は、例年、別の日に開催しておりましたが、令和6年度につきましては、同日に開催するよう変更を行い、専門部会に御出席いただく委員の皆様の負担が軽減されるようにしております。

8月21日～8月27日の異議審議会につきましては、官報公示の事務手続のスケジュールにより、異議申出期日の翌開庁日の午前中に予定するものです。

実際の開催日時につきましては、4月中旬頃に日程調整を行い、確定してまいりたいと考えております。

つきましては、いずれの日程(案)により運営していくこととしてよろしいか、御審議をお願いいたします。以上です。

○新宮会長

ただいまの事務局から説明がありました地域別最低賃金の審議日程について、各側から御意見、御質問を頂き、方針を固めていきたいと思っております。

皆さんいかがでしょうか。

○新宮会長

今回お示しいただいた二つの案について、各側の意見を含め案としてお示しいただいているということでしょうか。

○木村賃金室長

この案につきましては、各側の委員の皆様より意見を承っているところで、御紹介をさせていただきます。

従来、当審議会におきましては、10月1日発効を目指しているところで、大きな方向性を変えるということについては、慎重な御意見を賜ったところでは、

ただ、例年の審議会の中では、審議日程が窮屈という意見を頂きながら、次年度については、より慎重な審議を図るうえでは、弾力的な運用が必要ではないかという御意見も承ったところでは、

もし、よろしければ、そういった御意見を頂いた中で、修正案を私どもからお示しさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○新宮会長

お願いします。

(追記資料を席上配付)

○木村賃金室長

今ほど、資料を机上配付させていただきました。

本日は(案)の1、(案)の2をお示しさせていただきましたが、各委員の御意見などを踏まえ、より慎重な審議に資するように、(案)の1の審議日程を前提にしまして、さらに、予備日を8月9日の午後に設ける案を、御提案させていただきましたと思っております。

実際の運営にあたりましては、8月4日の結審までの間に、更に情報収集を行うことや審議の充実を図る必要があると御判断される場合に、審議会会長の了承のもと専門部会の結審と答申を8月9日の午後に行うものでございます。

こういったスケジュールの中で、委員の皆様には、日程の確保をお願いしたいというものです。どうぞよろしく申し上げます。

○新宮会長

ただいまの(案)の1の修正について、原則(案)の1を踏まえ、そこに第5回の専門部会と第513回の審議会の予備日を8月9日に付け加えるというものです。8月4日までの専門部会の審議状況を踏まえ、8月5日の予備日を設け、その日に審議会を開催するか。場合によっては、その時の状況に応じて、8月9日に予備日を設けるかという理解でよろしいですか。

○木村賃金室長

左様でございます。

○新宮会長

望ましいことは、10月1日付けの発効ということですので、できれば当初の(案)の1に基づいて進められることが期待されると思いますが、状況によっては(案)の1を修正する形で、日程が組まれる可能性も残しておくということです。この点について、改めて御意見はございますでしょうか。

○玉川委員

ありがとうございます。

こちらからは10月1日の発効をお願いしますと申し上げたところで、修正いただいた点については有り難く感じるわけです。

日程が窮屈であるという意見については、7月29日からスタートして8月2日まで、毎日日程を確保してくれということになるため、日程が厳しいという意見であるかと思えます。

その上で、8月5日がリミットだとしますと、第5回目の専門部会の開催予定を8月2日の段階で、もう少し延ばしたいという判断があった場合に、専門部会長あるいは審議会会長の判断で、8月9日に延長しようという提案だと思います。

現状では、7月31日～8月2日の間に3回の審議が予定されていますが、これを委員のスケジュールに合わせて2回にし、8月5日は結審の予定として、そこでどうしても延ばそうという場合に、結審予定日を8月9日にしたほうが求められている柔軟な運営が確保できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

今の事務局の提案は、他県の状況や結審状況を、もう少し様子を見たいということでの御提案だと思いますが、柔軟なスケジュールを持ちたいということでは、なかなか対応できないかと思うと、8月5日を結審日としておいて、そこを延ばしようというようなことでよいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○新宮会長

その場合、午後の審議会に出席される委員の方々が、開催の有無を分からない状態にいるということになります。多分、第4回時点で、8月5日に開催するか、8月9日に開催するかが決まれば、他県の状況とかも含めて、情報収集に時間が掛かるということで、今の修正案は、そのことを前提にしているのだと思います。

そうでない場合は、8月5日に結審ということになりますと、午後に審議会を開催するかどうかが、当日まで分からないという形になるかと思えます。その点、皆さんが御了解いただけるのであれば、それも可能かと思えます。

○山埜委員

よく分かりませんが、異議申出期間との兼ね合いはどうなりますか。

○新宮会長

資料の上にありますように、8月9日開催となる場合には、異議申出期間は8月26日までとなりますので、異議審の開催も8月27日になります。

○木村賃金室長

8月9日の15時から答申を頂いた場合の異議申出期日につきましては、(案)の2のスケジュールとなり、8月26日までになります。8月27日の午前中に異議審の開催となります。(案)の1修正案に記載漏れがございましたので、訂正します。

○江端委員

審議日程については、事務局からお話を聞いたときに意見を申し上げております。

昨年、地域間格差の是正ということで、最低賃金が引き上げられ、地域間格差の是正に配慮したという感じだったと思います。昨年の議論の時にもありましたが、当面のターゲットは石川県となり、石川県は今の日程だと後出しジャンケンができるという形になっています。昨年も目安額に対して、若干の修正が入りましたが、

我々の実質の審議に基づく値上げ幅プラス、やはり石川県を意識したような駆け引き的な値上げ幅といいますか、そういったこともどうしても考慮しないといけないところが出てきてしまうということもありました。

そうであれば、個人的には良い面も悪い面もありますが、少なくとも当面のターゲットである石川県と同日というのがフェアではないかなと思います。そのようなお話を局の方にさせていただきました。

今回、日程案を見せていただいて、場合によってはそういったことにも対応していくというお考えを入れていただき、すごく配慮していただき、石川県を意識して議論していく上では、今までのように発効日だけを意識した日程編成ではなく、やはり周辺の、他県の状況を踏まえた日程編成と、今回の修正案は有り難いというか、良いのではないかと思います。以上です。

○新宮会長

今の江端委員からの意見も含め、ほかに何かございますでしょうか。

○山埜委員

江端委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、石川県の方は、発効日を10月1日に限定しているわけではない。言い方は良くないかもしれないが、幾らでも後にずらすような対応をされるようにも思います。また、我々は、石川県が上げたからと言って、我々が石川県以上に上げなければならぬという責務を負うことも、ちょっと本末転倒かなと思います。

確かに、情報を得ながら、議論をすることは大事だと思いますが、どちらかというところ、急に明日開催するとか、来週、急に審議会を開催するという、急な日程を入れることは避けたほうが良いのではないかと思います。

これまで審議が連続し、非常にタイトで、昨日議論していたことを、急に明日決めなさいというようなことでやりにくい面があったところもあります。しかし、余裕をもって議論することもなかなか難しいと思います。

ただ、今の修正案みたいに日程が不確実なまま進めるということは避けたほうが良いと思います。どうせなら、余裕をもって決めるとか、できるだけの配慮をした日で決めるほうが良いと思います。

○上野委員

江端委員の意見については、私の方も前段では同じ意見です。議論の在り様、前提として、隣県、特に石川県と比較をしながら、決めていくのかどうか。一つ大きなポイントだと思う。昨年においては、石川を意識したような決定の仕方、議論の在り様も精査した上で、日程に反映していくべきかだと思います。今後の在り様がどうか、本来もう少し精査しておくべきだったのかなと、改めて思います。

○新宮会長

江端委員がおっしゃったように他県の状況を踏まえてというときに、例えば、石川が何円上げたから、福井もという判断は当然ありますけれども、上げ幅に対する意識と同時に、水準に対する意識もあります。例えば、石川が2円上げているけれども、近づけるために3円上げると、逆に石川の情報が分かったがために違う判断

をするということも審議会としてあり得ると思います。

その辺のことは、その時の経済状況やそういうことも踏まえてとなりますので、なかなか事前に予想することはできないのですが、そういうことについてある程度時間的余裕が欲しいというようなお考えがあることも事実かなと思います。

どういたしましょうか。山埜委員がおっしゃったことは、例えば、8月5日を止めて、8月9日に決めてしまえばいいのではないかという意見でよろしいですか。

5日開催又は9日開催とするか、あるいは9日開催だけにするか、審議会の日程を確定してしまえるような形にするか、第4回の専門部会の時点で、審議会の日程を含めて、その後のスケジュールを確定させるか、さらに、5日と9日の両方の可能性を残しておくということも考えられます。いかがでしょうか。

ある程度、皆さんの方で、5日と9日の可能性を踏まえておいてくだされば、事務局の案でいけるかと思います。両方あるということ踏まえて。第4回の専門部会で確定できるようにしておくということが事務局案であると理解しておりますので、8月2日には、5日開催になるか9日開催になるかを確定するという案が事務局案。一番はっきりするのは山埜委員の案で、9日に決めてしまうという案です。

○岡崎委員

山埜委員の案の場合、自動的に10月5日が発効日になるという、本審が開けません。本審が開けませんか、答申をできませんので、この場合、山埜委員の案でいきますと自動的に10月5日発効という理解ですか。

場合によっては、8月2日の状況によっては、急遽8月5日に本審を開くということでしょうか。

○新宮会長

それは、事務局案になりますので、山埜委員の案は初めから8月9日という理解でよろしいですね。

○山埜委員

私は10月1日発効というつもりでお話ししました。

○新宮会長

10月5日に確定してしまうということですか。

○玉川委員

(案)の1にするということかと思います。

○新宮会長

誤解していました。

○山埜委員

中山委員と話をしており、過去にも目安報告が遅れたことがあったと思いますが、遅れたときには10月1日発効をずらすことは致し方ないということですね。

○新宮会長

そうですね。

○木村賃金室長

おっしゃられるとおりです。遅れる程度にもよりますが、無理なことを申し上げることはできません。

○江端委員

日程の件については、山埜委員とは若干意見が異なり、心情的には10月1日発効が理想的だと思っています。昨年の石川というところを意識し、地域間格差の是正というところに舵を切ると、やはり石川のほうがどんと構えていて、後出しジャンケンでどうにでもできるということはフェアではない。

そうなると、我々も、議論の中である程度弾力的に、その辺に対応できるようなスケジュールを組んでいて、やむなく10月1日付けで発効できないということも、現に石川はそういうことを恒常的にやっているみたいなので、それはやむを得ない。だけど、10月1日付け発効は目標としつつ、他県の状況も見ながら動けるとスケジュールをセットするという意味で、修正案が一番かと思っています。

○九野委員

私は、北陸エリアで活動している関係で、石川の動きも耳に入ります。

石川においては、福井の日程の後に入れようとする意図があるわけではなく、昨年であれば、当初予定していた審議会日程と中央から出る目安の日程がずれたこともあり、地域別最低賃金の諮問ができなかったかのように記憶しています。それが後ろに倒れた関係で、当初予定していた専門部会日程も後ろ倒しとなった。

もう一つ、ランクを4ランクから3ランクにしたときに、北陸でいうと富山と同じランクになり、旧Bランクと旧Cランクの中の是正をどうしていこうかという話がありました。

今日の資料の11頁で、各地域がいつ結審したか出ていますが、とりわけ下位ランク、今のCランクや遅れてBランクになったところにおいて結審が遅く、相場観をみるには、この日程ではいけないな、中央の目安を審議するために、この審議日程ではいけないということがあったがために、福井の後ろにずれてきたという理解をしています。福井の動きがあって、そういった決着が見えたということかと思っていますので、情報としてお伝えします。

○新宮会長

上野委員の御意見を改めて確認したいのですが。

○上野委員

私は、昨年の議論を踏まえると、石川は意識すべきことになると思います。それに合わせると日程はおのずと決められてくると思います。

○新宮会長

そうすると修正案が良いということですね。

○上野委員

その時になるとずれてくると思いますが。

○新宮会長

日程がずれていく余地を残すということですね。

今、皆さんからお聴きしているところでは、原案のままと原案の1の修正案の二つに絞られたかと思いますが。いかがでしょうか。

○坪川委員

過去の日程を見ていると、石川は10月1日付け発効ではなく、遅い時期が多いのかなと思います。

皆様おっしゃるように、北陸3県の中で、なんとかバランスを取りたいということがあると思いますが、今年は能登半島地震もあったので、石川県は相当審議に時間が掛かるのかなと思いますと、福井が何日か遅らせたところで、石川より後にはならないと思います。本当にタイトな日程ではあると思いますが、10月1日付け発効との目安があれば、頑張れるというところもあると思っています。

○新宮会長

なるほど。

○玉川委員

(案)の1であっても、上野委員も言うように修正案になる可能性は高いというところなので、最初から修正案で余裕を持つことについて了承を頂きながらも、(案)の1でいきましょうということだと思います。

○新宮会長

玉川委員がおっしゃったことは、原則は原案、(案)の1で、いざというときは修正案が発動されるというような理解ですか。

○玉川委員

これありきだと、山埜委員が言われたように、各委員の予定をおさえておくということになりますが、修正案があるということは、ほぼほぼ修正案にいきそうな、もともと修正案も予定していますのでという、結審の段階で、こちらでも対応できるのではないかとありますが、基本的には(案)の1の原案で進むことになっていけば、基本的に8月2日の結審に向けて、努力いただくことになると思います。

修正案を頭においているということになると、皆さん予定をしておいてくださいということになるので、どこまで重要なかということになるかと思います。

坪川委員がおっしゃられたように、石川県も能登半島地震のこともあり、今年は非常に遅れるかなと、例年以上に遅れるかなと思うと、この中でも対応できないかもしれないと感じないわけではありません。

もともと、石川での審議は、能登と金沢との地域間格差の問題も非常に議論になっていますから、今年は特別に慎重な審議があることも考えると、委員の言われる

とおりでと思います。

基本は（案）の1で行きたいと思っておりますが、状況によっては、修正案発動ということが、上野委員の危惧するところだと思います。

○新宮会長

分かりました。当審議会としては、（案）の1の原案を採ることとするが、修正案の含みを残しておくという了解でよろしいでしょうか。

その場合に、日程を確定していく段階で、審議会の日程が流動的になりますので、皆さんに御迷惑をかけることになるかもしれませんが、原則は10月1日付けの発効を目指すことが原則で、その時の状況に応じて、8月9日の審議会の可能性を残しておくという理解でよろしいでしょうか。

結局、修正案の1と同じような気がします。心持ちとしては10月1日付け発効を目指すということで、いかがでしょうか。もし、御異論なければ、決めさせていただきたいと思っております。

事務局は、そのような形でよいですか。

○木村賃金室長

ありがとうございます。

○新宮会長

原案の1の日程で心構えし、いざというときには修正案の1が発動されるということとします。

○木村賃金室長

4月中旬に日程調整をさせていただく際には、申し訳ございませんが、8月9日の午後の予定をお尋ねさせていただくこととなりますので、御承知お祈りいたします。

○小林委員

原案1で確定するところは、専門部会の青色の部分だけを確定させるのですか。

第2回、第3回の専門部会については時間だけを調整することとなりますか。

○木村賃金室長

左様です。

また、7月31日、8月1日、8月2日の専門部会の第2回から第4回については、開催日として確定させていただき、時間の調整をさせていただきたいと思っております。

○小林委員

第1回の開催日は確定できませんか。

○木村賃金室長

第1回については、目安報告を予定しておりますが、令和5年度においてはビデオを見ていただきました。多分、令和6年度においても、中央最低賃金審議会会長

のメッセージという形で、ビデオを御覧いただくこととなると思っています。その際には皆様に、見ていただきたいと思いますので、調整をさせていただきたいと思います。同日に専門部会を引き続き開催させていただくという流れを考えております。

○新宮会長

時間まで確定させることは現時点では、なかなか難しいと思いますので、もう少し時間が迫ってから、皆さんそれぞれにいろんな事を掛け持ちでされていることと思います。公務のほうのスケジュールもあるかと思っておりますので、その辺は柔軟に御対応いただくということで、事務局からの日程調整に御協力をお願いしたいと思います。

改めての確認ですが、原則として原案どおり（案）の1でいくけれども、状況に応じて修正案を発動するというところで、それに合わせた事務局からの日程調整に御協力をよろしくお願いします。

併せて、今後、委員の交代がある場合は、後任の方に、この点御了解をいただき、それぞれ各側または事務局側から早めに日程をお伝えいただきますとともに、事務局にも早めに御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

日程につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

議題（3）「その他」ですが、委員の方で何かありませんか。

○玉川委員

今ほどの日程の関係でお願いがあります。

目安を示される日程も含めて、丁寧な地方審議会に対する対応ということが求められていましたし、そういう意味では、地方審議会に対する中央最低賃金審議会の御助言には感謝するところですが、今日の日程調整も含めてどうしても答申予定が遅いというように感じています。

10月1日付け発効を中央最低賃金審議会として目指してほしいのであれば、もう少し早い答申を予定していただいて、中央最低賃金審議会の審議日程を早めにスタートしていただくというようなことを、本省を通じて中央最低賃金審議会の方に御要請いただきたいと思います。以上です。

○新宮会長

当審議会としても、切に希望するということを本省にお伝えいただけると有り難いと思います。

○木村賃金室長

承りました。

○新宮会長

ほかにございますでしょうか。

それでは、本日は、本年度最後の審議会でございますので、田原労働局長より御発言をいただきたいと思います。

○田原労働局長

新宮会長はじめ委員の皆様には、本年度の最低賃金の改正審議に御尽力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

本年度の最低賃金改正について振り返りますと、中央最低賃金審議会より示された目安額は過去最大の引上げ額である40円が示され、この金額を基準に福井県の実情を踏まえた真摯な御議論をいただき、福井県最低賃金については、43円引上げ、プラス3円の引上げということで、改正額931円として、10月1日より発効することができました。

また、特定最低賃金につきましては、「繊維」、「機械」、「電気」、「百貨店、総合スーパー」の4つの業種の内、機械についてのみの改定審議となりました。専門部会、審議会の審議の結果、機械特定最低賃金については、改正前の915円から18円引上げ、改正額933円として、12月24日より発効することができました。

福井労働局としましては、福井県最低賃金及び特定最低賃金について、幅広く周知を行うとともに、適切な履行確保を図っているところです。

また、最低賃金の引上げに合わせまして、業務改善助成金、キャリアアップ助成金賃金規定改定コースを、積極的に活用していただいたところですが、今後も最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上や有期雇用労働者などの処遇改善に取り組む企業への支援を行い、賃上げしやすい環境の整備に、引き続き取り組んでいく所存です。

本年度の終わりに当たりまして、皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、来年度の審議におきましても、引き続き、円滑に進みますよう、御協力をお願いしたいと思います。

私自身のことになりますが、4月に退任し、新しい局長が来ますので、新しい局長におかれましても、私同様、御支援いただければと思っております。

以上、私からの挨拶となります。ありがとうございました。

○新宮会長

ありがとうございました。

では、最後に事務局からお願いします。

○木村賃金室長

はい。ありがとうございます。

新年度を迎えるにあたりまして、3名の委員の方に異動の御予定がございますので、この場をお借りいたしまして御紹介をさせていただき、その後、お一方ずつ御挨拶を賜ればと思います。

まず、新宮会長におかれましては、所属する福井県立大学の御退官によりまして今回が最後となる旨お伺いをしているところでございます。

新宮会長には、平成20年5月から平成28年3月までのおよそ8年間に加えまして、平成29年5月からこれまでの7年間は、当審議会会長としてお導きをいただきました。長きにわたりまして、当最低賃金審議会に御尽力を賜りありがとうございました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、労働者代表の小林委員、九野委員におかれましては、所属する労働組合での異動によりまして、今回が最後となる旨お伺いしているところでございます。

小林委員には、令和元年5月から5年間、九野委員には令和4年4月から2年間、当最低賃金審議会に御尽力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、小林委員、九野委員、新宮会長から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員

ただいま、御紹介いただきましたように、令和元年から労働者代表として審議会に携わらせていただきました。この間、コロナもあって、労使での金額の合意というのはなかなか至らず、非常に残念で、反省が多いかなと思いますけれども、この場で使用者側の皆さんの御意見を確認できて、そういったものを労働組合の活動にも活かしたといったところについては、非常に良かったかなというふうに思っています。今回で退任させていただきます。どうもありがとうございました。

○木村賃金室長

ありがとうございました。

続きまして、九野委員お願いいたします。

○九野委員

今ほど、御紹介ありましたように、2年間、本審議会に参加させていただきました、本審の委員であったり、地域別最低賃金の専門部会、特定最低賃金の会議に参加させていただきました。なかなか労働者側、使用者側、それぞれの立場で、思いが交わらないことも多く、苦労したなというところがありましたし、しっかり議論ができたなという部分も一部ではありましたので、非常に自分のこれからの活動に役に立っていくのかな、というふうに感じております。

私自身は、所属は変わらないのですが、10月末ぐらいから石川県の方を担当しており、そういった経緯もありまして、福井県の方にはなかなか足を運ぶ機会が減るということで、3月末をもって退任することとなりました。

後任の者も決定しておりますので、是非、真摯な議論に向き合うように、うちもしっかり活動するよということ伝えていきたいなと思っております。

皆様におかれましても、私を含め後任の者にも熱い御指導、御鞭撻（ごべんたつ）をいただければと思っております。どうもありがとうございました。

○木村賃金室長

ありがとうございました。

それでは、最後に新宮会長から御挨拶をよろしく申し上げます。

○新宮会長

先ほど、事務局から紹介されまして、こんなに長くやってきたのかというふうに、正直びっくりしました。何となく、初めてこの場にきた時のことを思い出すと緊張しっぱなしできて、どうにかこうにかこれまでやれてこれたのは、本当に使用者側の皆様、労働者側の皆様、それから公益の皆様の御陰というふうに思っておりますし、ま

た、事務局のサポートも本当にありがたく、どうにかここまで務めてこられました。

在任期間は、15年ということになりますけれども、中途の期間も含めると15年以上ということになります。15年以上ということになりますと、経済状況は大きく変わってきたことを改めて思います。

当初は、上げ幅1円、2円というような議論でスタートしていた最低賃金審議会が途中から大きな上げ幅に変換しました。これ一つには、長い日本のデフレ経済をこのまま放置していいのか、内需中心の経済に変えていかなきゃいけないというような社会的な合意が、これは政府の方針として出てきて、一部ではポピュリズム的というふうな批判もされましたけれども、やはり内需中心の経済循環を作っていこうという思いが、社会の中で成熟してきた一つの表れかなと思っています。

他方で、人口が減少していくということは、内需の源泉である人口そのものが減っていくわけですから、なかなか厳しい状況の中にあります。その中で自然に、普通に、経済学的に言えば、労働市場がひっ迫するわけですから、自然に賃金は上がるはずで、現に最近は上昇傾向が見られています。これは政府主導の側面もありますけれども、遅かれ早かれ賃金上昇していく環境の中にあっただけではないかということも他方で感じております。

そういう15年余りの時間の中で、すごく大きく変わると、その中で皆さんにその時に応じて様々な議論をしていただかなければいけないというのは本当に大変なことだったと思いますし、我々もいろんな無理をお願いしてきたような気がしております。

加えて、先ほど小林委員からもありますが、コロナという未曾有（みぞう）の経験をしました。

私たちもこの時、本当にある種パニックだったとも言えます。そのタイミングで、委員になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、あの時どうこれを受け止めたらいいいのかというのは非常に大きな試練だったような気がします。私たちにとっては、結局、手探りしながらやるしかなく、単にそれが賃金だけの問題ではなく、様々な政策のサポートがないと、なかなか難しいということを改めて確認した時期でもあったような気がします。

今後、私たちがまだ想定していないようなことが起こっていくかもしれません。差し当たって、1年、1年の経験を積み重ねて決めていくしかありません。その中で情勢についての情報を皆さんで共有しながら、しっかり議論して、福井県にとって望ましい賃金水準は何かということについて、引き続き御議論をしていただければと思っています。

この間の皆様の御協力につきましては、最後に改めてお礼申し上げて挨拶としたいと思います。本当にありがとうございました。

○木村賃金室長

ありがとうございました。

事務局からは、以上となります。

○新宮会長

それでは、本日の審議会は、これで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(閉 会)